

公 告 日
平成30年 6月 5日

三重県立美術館「川端康成と横光利一展」図録等印刷物製作委託にか かかる企画提案コンペ 参加仕様書

1. 委託業務を行う目的

三重県立美術館で開催予定の「川端康成と横光利一展」を告知するためのポスター、チラシ等印刷物と展覧会内容の理解を促すための展覧会図録を作成することを目的とします。

2. 委託業務の内容

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 業務名 | 三重県立美術館「川端康成と横光利一展」図録等印刷物製作委託業務 |
| (2) 委託期間 | 契約締結日から平成30年11月 6日までとする |
| (3) 業務内容詳細 | 別紙2-1から別紙2-7のとおり |

3. 契約上限額

2,940,840円(消費税及び地方消費税を含む)

4. 参加条件及び選定条件

下記の(1)から(4)が参加条件、(5)は選定条件です。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 美術館における図録及び印刷物のデザインを経験したデザイナーを起用して、過去3年間に5件以上美術館の図録を製作した実績があること。

5. 質疑

【質問方法】 質問は、様式1の質問票により行うものとし、メール、FAX、郵送または持参のいずれかの方法により提出してください。

【受付期限】 平成30年 6月14日(木) 17時00分 必着

【回答】 平成30年 6月19日(火)までに質問者宛てにFAXまたはメールにて回答します。

6. 参加申請書類の提出及び結果回答

コンペに参加する方は、企画提案資料を提出する前に、下記の書類により参加申請を行ってください。

【提出書類】

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式2)
- (2) 委任状(様式3)・・・申請、提案、見積、契約及び履行等において、第三者に委任する事項がある場合のみ提出してください。

【提出方法】 メール、FAX、郵送または持参のいずれかの方法により提出してください。

【提出期限】 平成30年 6月22日(金) 17時00分 必着

【回答】平成30年 6月26日（火）までに申請者宛てにFAXまたはメールにて回答します。

7. 企画提案資料の提出

6. の参加申請後、承認を受けた方は下記の資料を提出してください。

【提出書類】※各1部ずつ提出してください。2つ以上の提案をしたときは無効となります。

(1) 企画提案書1, 2 (様式4-1、様式4-2)

(A4チラシ表案、図録・図版レイアウト案<A4縦、1頁分>を含む。)

* 提案書の作成に際し、必要な画像・文字データを提供しますので、下記へご連絡ください。

<連絡先>三重県立美術館 学芸普及課 原

電話：059-227-2100

(2) 見積書(様式5)(送料、宣材PDF作成費等全て含む。)

※消費税及び地方消費税は、1円未満を切り捨ててください。

(3) 過去3年間の図録製作実績一覧(様式は問いません。)

※デザインも含めて受託した契約を対象とし、図録名、冊数、契約の相手方、契約金額、契約時期を記載してください。

【提出方法】提出書類(1)～(3)を19. に示す提出先へ郵送してください(メール、FAX等での提出は受け付けません)。なお、一般書留、簡易書留等の方法により到着が確認できるように郵送してください。

【提出期限】平成30年 7月 4日(水) 17時00分 必着

8. 最優秀提案の選定方法

仕様書等に基づき提出された企画提案資料を三重県立美術館「川端康成と横光利一展」図録等印刷物製作委託業務にかかる企画提案コンペ選定委員会において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案資料を提出した者と契約を締結します。

なお、審査基準は次のとおりです

【事業実施体制・運営にかかる評価項目】

ア 仕様書に基づき委託業務の趣旨、目的を理解しているか

イ 実施体制は現実的であるか

ウ スケジュールは現実的であるか

エ 展覧会図録および印刷物製作の企画及び運営能力が高く、美術館において十分な経験、実績を有しているか

オ 見積額の積算は妥当か

【企画内容にかかる評価項目】

ア 展覧会の趣旨や内容が反映された提案となっているか

イ 見やすく、バランスのよいレイアウト、書体となっているか

ウ 作品の魅力を損なわない図版の処理、配置が施されているか

エ 美術館や展覧会の品位を損なわず、多くの人が関心を抱く工夫があるか

オ ユニバーサルデザインに配慮した仕上がりとなっているか

9. 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

10. 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの) <写し可>
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの) <写し可>
- (3) 法人又は個人の場合のいずれかの書類<写し可>
 ※ただし、「三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者」又は「三重県電子調達システム(物件等)利用登録者」については提出不要です。
 <<法人の場合>>下記ア.イ.のいずれかを提出してください。
 ア. 商業登記法第6条第5号から第9号に掲げる「登記簿の謄本」
 イ. 商業登記規則第30条第1項に定める「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」のうちいずれか1つ
 <<個人の場合>>申請者の本籍地を管轄する市区町村長が発行する「身分証明書」及び東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」
- (4) 契約実績証明書(様式6)
 ※契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に見積金額と同程度(またはそれ以上)の契約実績がある場合はご提出ください。

1.1. 無効要件

次のいずれかに該当する場合は、その者の参加及び提案を無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のないものが提案してきたとき
- (2) 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、2つ以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (4) 提案に際して、談合等の不正行為があったとき
- (5) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき
- (6) 見積金額が契約上限額を超えているとき
- (7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

1.2. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書(案)のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
 また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
 なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県立美術館総務課において行います。

13. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14. 契約代金の支払方法等

契約条項の定めるところによります。

15. 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

16. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

17. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

18. その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料等は返還しません。
- (5) 提出のあった企画提案資料等は、三重県情報公開条例により情報公開の対象となります。

19. 質問票、参加申請書類及び企画提案資料の提出先

〒514-0007

三重県津市大谷町11番地

三重県立美術館総務課

(事務担当) 石神・田中

TEL : 059-227-2100

FAX : 059-223-0570

Eメール : bijutsu@pref.mie.jp